

★ この調査は、統計法（平成十九年法律第百十三号）に基づく基幹統計調査で、調査対象となつてすべての企業は報告の義務があります。この調査では、統計作成目的以外には使用されません。また、調査の事務に従事する者が調査の内容を他に漏らすことは法律により固く禁じられております。

省 業 產 濟 經